

判決要約

No. 303

番号	概要	キーワード
1 事件番号(裁判所)		4 被告(被控訴人)
2 判決言渡日(判決)		5 出願番号等
3 原告(控訴人)		6 要約

303 -1	数値限定を行った発明において、明細書中に限定した数値の具体的測定方法の記載がないため原告の差止め請求が棄却された事例	構成要件充足性、権利侵害、数値限定測定方法、明細書の記載
-----------	--	------------------------------

1 2 3 4 5 6	<p>平14(ワ)4251号(東地47民)</p> <p>平15.6.17(棄却)</p> <p>東和化成工業(株)</p> <p>上野製菓(株)</p> <p>特許3166102号, 特許2132273号</p> <p>概要: 特許第3166102号:「マルチトール含蜜結晶」(以下、甲特許権という)及び特許第2132273号:「マルチトール含蜜結晶の製造方法」に基づき原告は、被告によるマルチトール含有砂糖調製品及び粉末換言麦芽糖水飴(以下、まとめて被告製品)の製造及び販売の差止めを求めたところ、被告製品は原告特許の構成要件を充足しないと認定され、原告の請求が棄却された。</p> <p>具体的な判断については判決文を参照されたい。</p> <p>実務上の指針: 判示事項: ここでは、構成要件の判断をする上で実務的に参考になる裁判所の判断(当該判決においてなされたもの)を以下に紹介する。</p> <p>このように、数値限定された特許請求の範囲について「従来より知られた方法」により測定すべき場合において、従来より知られた方法が複数あって、通常いずれの方法を用いるかが当業者に明らかとはいえず、しかも測定方法によって数値に有意の差が生じるときには、数値限定の意味がなくなる</p>	<p>結果となりかねず、甲特許権の明細書の記載は、十分なものとはいえない。このような場合に、対象製品の構成要件充足性との関係では、通常いずれの方法を用いるかが当業者に明らかとはいえないにもかかわらず、特許権者において特定の測定方法によるべきことを明細書中に明らかにしなかった以上、従来より知られたいずれの方法によって測定しても、特許請求の範囲の記載の数値を充足する場合でない限り、特許権侵害にはならないというべきである。ただし、当業者にとって従来より知られた方法の一つで測定した結果、構成要件を充足しなかったにもかかわらず、別の方法で測定すれば構成要件を充足するとして特許権を侵害するとすれば、当業者に不測の事態を生じさせることになるからである。</p> <p>本件においては、従来より知られた粉末マルチトールの見掛け比重の測定方法として、JIS K 6721とパウダーテスター法の二つが存在し、通常いずれの方法を用いるかが当業者に明らかとはいえず、しかも測定方法によって数値に有意の差が生じるのであるから、見掛け比重の数値を限定した構成要件については、JIS K 6721とパウダーテスター法のいずれによっても、限定した見掛け比重の数値を充足する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(特70条, 100条) 重要度☆☆ (小西 富雅)</p>
----------------------------	--	---

303 -2	第30類菓子パンについての登録商標「花粉/かふん」(縦書き)の専用使用権者が、被告の「花粉のど飴」の使用に対して、差止め及び損害賠償を請求した事件であり、商標法第26条の適用、権利の濫用など被告の主張が排斥された	商品の効能、普通に用いられる方法、権利の濫用
-----------	--	------------------------

1 2 3 4 5 6	<p>平14(ワ)10522号(東地46民)</p> <p>平15.6.27(一部認容)</p> <p>カバヤ食品(株)</p> <p>サクマ製菓(株)</p> <p>商標登録1650420号</p> <p>要約: 本件は、(1)本件登録商標と被告標章が類似するかどうか。(2)被告標章は、「商品の普通名称、効能、用途、使用の時期を普通に用いられる方法で表示する商標」(商標法26条1項2号)に該当するかどうか。(3)原告が本件登録商標につき専用使用権の設定を受けた経緯などに照らすと、原告の本訴請求は、権利の濫用に当たり許されず、又は、原告が専用使用権の設定を受けたことは信託法11条に違反し無効かどうか。(4)原告の損害の内容及び額(争点4)を争点とした。</p> <p>そのうち、重要な争点は、(2)及び(3)と思われる。被告は、「今日、我が国において、花粉症は国民病とも呼ばれる疾患であり、ある医師の報告によれば、あらゆる世代を通じてのスギ花粉症の有病率は15~16%とされ、実に1200万人以上の患者が苦しんでいる。被告商品の需要者は、花粉症の患者であるが、その大多数の需要者が、「花粉のど飴」という表示をみて、花粉症対策用の「のど飴」であると認識することは、ごく当然のことである。少なくとも、需要者である花粉症患者が「花粉のど飴」という表示をみて「花粉ブランドの飴」と理解することはない。しかも、被告標章を付した商品パッケージの字体はゴシック体であって、特に、一般の注意を引くようなものではなく、文字の大きさ及び文字の間隔等についてみて、「花粉」部分と「のど飴」部分が分離して表示されているわけではない。上記のとおり、被告標章は、「花粉症に効き目のあるのど飴」又は「花粉症対策用のど飴」という商品の「普通名称」、「効能」、「用途」あるいは「使用時期」を、普通に用いられる方法で表示したものであるから、商標権の効力は及ばないというべきである」と主張したが、裁判</p>	<p>所は、「平成10年ころから花粉症対策の商品としてキャンディー(のど飴)やガムなどの菓子類が、手軽に花粉症対策を行うことのできる機能性食品として紹介する記事が掲載され、その後現在まで、毎年、花粉症の季節である2月や3月ころに発売される情報誌に、「花粉シャット」、「花粉本舗」といった標章を付した花粉症対策用の飴など種々の商品が掲載されていることが認められ、また、平成14年8月ころから、花粉症権患者を対象としたウェブサイト上において、「花粉のど飴」の語が「花粉症対策用のど飴」の意味で用いられた例が存在することが認められるが、「花粉のど飴」の語が、「花粉症に効く」のど飴」ないし「花粉症対策用のど飴」を意味する語として、一般的に認識され、使用されているとまでは認めることができない。また、被告標章の使用態様に照らせば、被告標章は、被告商品の袋の表側中央部及び裏側上側のそれぞれ目につく部分に大書されているものであって、「普通に用いられる方法で表示する」ということでもできない。」と判示し、被告の抗弁を退けた。</p> <p>権利濫用の主張については、原告は、被告の販売より遅く商標権者と契約を行い、専用使用権を行使しているが、裁判所は、その実態的な側面を重視し、「原告は、商品名として「花粉のど飴」を用いることを前提として、「Kabaya/花粉のど飴」の商標登録出願をしたが、その過程で本件登録商標の存在を知り、本件登録商標の商標権者である信州蜂蜜本舗との間でライセンス取得の交渉を行い、当初独占的通常使用権の許諾を受け、次いで専用使用権の設定を受けて、被告に対して警告書を送付し、その後、本件訴訟を提起したものである。このような経緯に照らせば、原告の本訴提起は、本件登録商標の商標権者から正当な権利を取得しての権利行使であって、権利の濫用と認められることはできない」と判示した。</p> <p style="text-align: right;">(商26・37条, 信託11条) 重要度☆☆ (加藤 恒久)</p>
----------------------------	--	---

303 -3	本件発明「フィルタエレメント」及び「エアフィルタ装置」に関する二つの特許権について明らかな無効理由があることから権利の濫用として侵害差止等請求が棄却された事例	明らかな無効理由，権利の濫用
1 平13(ワ)24051号(東地29民) 2 平15.6.25(棄却) 3 ドナルドソン カンパニー インコーポレイティド 日本ドナルドソン(株) 4 東洋エレメント工業(株) 5 特許2688479号, 特許2605072号 6 概要:原告ドナルドソンは,エアフィルタ装置(本件発明2)とフィルタエレメント(本件発明1)に関する二つの特許権を有する。他方の原告日本ドナルドソンは,原告ドナルドソンの日本子会社であり,独占的通常使用権を有すると主張している。二つの特許の内の後者の特許(本件特許1)は,前者の出願(本件特許2)の分割出願に係る特許である。被告は,被告各製品が,上記特許権に係る発明の技術的範囲に属することを争うと共に,上記各特許には明らかな無効理由があるとして争っている。 争点:①本件対応エアフィルタ装置の構成と,②被告各製品の発明1の構成要件充足性と,③被告各製品の製造,販売行為が本件特許2の間接侵害を構成するか否かと,④本件特許2には,進歩性欠如による明らかな無効理由があるか否かと,⑤本件特許1には,進歩性欠如による明らかな無効理由があるか否かと,⑥損害の額とが争点となった。 原告および被告の主張:原告および被告は,争点①~⑥に	ついて,全て争った。 判決:判決では,まず,争点④について判断し,本件発明2は,乙1記載の発明と相違点はあるものの,相違点に関しては乙3に記載してあり,乙1記載の発明と乙3記載の発明により容易に発明することができるものであるとし,本件特許2に基づく原告等の主張は,権利の濫用として許されないと判示した。また,判決では,争点⑤についても判断し,本件発明1は,本件発明2とほぼ同一の構成要件を有し,同じ理由により,本件特許1に基づく原告等の主張は,権利の濫用として許されないと判示した。その他の争点については,判断するまでもなく,本件請求は理由がないとして,原告の請求をすべて棄却した。なお,判決では,本件とは別の事件である平成13年(ワ)第15276号事件においても,本件特許1及び2に,明らかな無効理由があるとの判断があったことを付記している。 評釈:特許権侵害などに対する抗弁として,明らかな無効理由による権利濫用の抗弁が,有効に機能した判例と言える。また,同じ権利者による別の事件における判決の判断を,裁判所における顕著な事実として付記している点が興味深い。 (特123条1項,100条)重要度☆ (前田 均)	
303 -4	使用標章の使用は,フィリップソン社標章を付した商品との関係で故意に商品の品質誤認を生じさせたとする商51条1項の取消審決が維持された	不正使用取消審判,故意,登録商標の使用,品質の誤認
1 平14(行ケ)168号(東高18民) 2 平15.6.19(棄却) 3 (株)スポーツザウルス 4 リックス ロッズ LLC 5 商標登録4074134号 6 判示事項:(1)原告が,「フィリップソン」銘柄が愛好家間で垂涎的となっているのを前提に,「あの名作グラスロッド・フィリップソンの完全複製版だ。」と宣伝して日本製グラスロッドを販売し,平成8年以降の販売において,使用標章1,2をカタログや釣竿に付していた。 (2)本件商標と使用標章は,共に「フィリップソン」の称呼を生じるものとして類似する。原告は,両者は同一と主張するが,本件商標が「Phillipson」をゴシック体で表したものであるのに対し,使用標章は,「Phillipson」全体を弓状の筆記体で表し,かつ,下線を施したものに,使用標章1は,飾り文字の「Bass Tamer」と,楕円の中に白抜きによる「完全複製」の文字が付記されており,使用標章2は,上記下線と重ねて「WORLD'S FINEST」の文字をあしらった地球儀マークが付され,横には,狐のロゴを間にあしらった「Casting Fox フィリップソン・キャスティングフォックス」の文字が併記されている。このことからすると,使用標章の使用が,本件商標と同一のものの使用態様にとどまると認めることはできない。 (3)以上の事実関係を総合すれば,原告は,生産当時よりもより現在においても名声を博している「フィリップソン」ロッドのコピー商品を販売することを意図して,故意に本件商標に類似する使用標章1,2を本件指定商品中の「釣竿」に使用したものと認めるべきである。 (4)原告は,使用標章は原告登録商標の使用であると主張する。なるほど原告は登録第4310759号及び第4251174号の商標権を有し,前者商標は「Phillipson」を全体を弓状の筆記	体で表し,かつ,下線を施した態様のものであり,後者商標は前者の下線と重ねて「WORLD'S FINEST」の文字をあしらった地球儀マークが付された態様のものである。しかし,使用標章は,これらに加えて「Bass Tamer」や「完全複製」の文字が付されたり,「Casting Fox フィリップソン・キャスティングフォックス」の文字が併記されている。この使用態様に鑑みると,原告が上記商標権を有していても,使用標章の使用につき商51条の適用を妨げる事情とはできない。 (5)原告は,フィリップソン社のグラスロッド「フィリップソン」は1974年以降生産されていないとし,構造上必要な補強を加え,使用標章を付したロッドを生産販売したと主張する。しかし,同社「フィリップソン」銘柄の釣竿はマニア間で伝説的存在となっていること,この釣竿は同社及び3M社が生産中止した後,現在も,なおビンテージものとしてマニア間で保存され,取引が継続されていることを認めることができる。このことからすると,原告が,真正な「フィリップソン」ロッドと異なる,日本製グラスロッドを代用生産し,「フィリップソン」グラスロッドの「完全複製」と称して販売した行為は,購入者に,あたかも,同社・3M社が生産した真正な「フィリップソン」ロッドであるかのように,商品の品質について誤認を生じさせたことが明らかである。なお,商51条の規定上「品質の誤認」は他人の商品とは関係ない,との原告の主張は採用できない。 (6)本件商標の商標権者である原告によってされた,本件商標に類似の使用標章の使用は,フィリップソン社標章を付した商品との関係において,故意に商品の品質誤認を生じさせたものであって,本件商標の登録は,商51条1項の規定により,その登録を取り消すべきものとした審決の判断に誤りはない。 (商51条1項)重要度☆☆ (山口 栄一)	